

令和5年度 第1回四街道市障害者自立支援協議会 会議次第

令和5年5月17日（水）
10時00分から
市役所新館5階第1会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状・任命書の交付
- 3 部長挨拶
- 4 自己紹介
- 5 会長・副会長の選出
- 6 議題
 - (1) 令和4年度四街道市障害者相談支援事業所の活動報告
 - ①四街道市障害者相談支援事業所 ひだまり
 - ②四街道市障害者相談支援事業所 ほほえみ
 - (2) 令和4年度部会活動報告及び令和5年度部会活動計画
 - ①生活部会
 - ②就労部会
 - ③療育・教育部会
 - (3) 令和4年度基幹相談支援センターの活動報告
 - (4) 地域生活支援拠点等の整備について（案）
 - (5) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定スケジュール
 - (6) その他
- 7 その他
- 8 閉会

令和4年度 四街道市障害者相談支援事業所ひだまり 相談実績

令和4年度 月別総合相談(実人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和3年
身体障害者	11	11	12	14	13	11	12	12	8	9	11	8	132	108
“(児)	5	4	5	5	5	5	1	6	2	2	4	2	46	25
重度心身障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
“(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
知的障害者	29	26	32	24	28	28	32	34	32	27	25	34	351	307
“(児)	13	8	12	13	8	15	12	13	12	13	11	20	150	109
精神障害者	54	42	49	56	59	58	59	56	54	61	62	56	666	535
“(児)	0	2	0	2	2	0	0	0	0	1	1	2	10	8
発達障害者	1	4	2	0	1	1	1	2	2	0	1	3	18	32
“(児)	13	7	11	6	5	13	9	6	14	9	12	15	120	120
高次脳機能障害	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	17
“(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
難病	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	4	3
“(児)	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1
その他	10	8	5	6	4	4	2	4	5	5	3	4	60	55
“(児)	11	21	33	26	25	30	23	25	21	20	23	33	291	242
障害者 計	107	92	101	102	106	103	107	110	102	104	104	106	1,244	1,057
障害児 計	42	42	61	53	45	63	46	50	49	45	51	72	619	508
合計	149	134	162	155	151	166	153	160	151	149	155	178	1,863	1,565

※市の委託に基づき、一般的な生活相談を受けた人数です。

総合相談の支援方法(件数)

	訪問	来所	同行	メール	個別支援 会議	関係機関	その他	電話	合計
令和3年度	221	795	62	0	28	144	10	1,498	2,758
令和4年度	239	999	75	0	42	1,681	4	1,900	4,940

総合相談の支援内容(件数)

	福祉サービスの利用 等に関する支援(1)	障害や病状の理解 に関する支援(2)	健康・医療に関する 支援(3)	不安の解消・情緒安 定に関する支援(4)	保育・教育に関する 支援(5)	家族関係・人間関係 に関する支援(6)
件数	2,737	241	378	478	32	156
ピアカウンセリング	-	-	-	-	-	-

	家計・経済に関する 支援(7)	生活技術に関する支 援(8)	就労に関する支援 (9)	社会参加・余暇活動 に関する支援(10)	権利擁護に関する支 援(11)	その他(12)	計
件数	126	129	348	66	43	206	4,940
ピアカウンセリング	-	-	-	-	-	-	0

令和4年度 サービス等利用計画(実人数)

【成人分の利用計画】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和3年
計画相談	17	22	16	14	10	14	19	19	23	12	17	16	199	159
継続相談 (モニタリング)	22	16	17	29	21	18	21	11	14	20	11	15	215	191
合計	39	38	33	43	31	32	40	30	37	32	28	31	414	350

【児童分の利用計画】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和3年
計画相談	27	10	16	17	14	12	24	10	20	19	14	11	194	171
継続相談 (モニタリング)	9	9	13	11	10	17	10	13	16	8	4	18	138	126
合計	36	19	29	28	24	29	34	23	36	27	18	29	332	297

※サービスの利用内容、利用予定施設など、障害福祉サービス受給のための計画を作成した人数です。

令和4年度 障害支援区分認定調査(件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和3年
	1	2	0	2	2	1	0	0	2	1	0	0	11	22

※障害福祉サービスを利用するに当たり、対象の人の障害支援区分を出すため、本人の生活状況などを調査した件数です。

令和4年度 四街道市障害者相談支援事業所ほほえみ 相談実績

令和4年度 月別総合相談(実人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和3年
身体障害者	30	24	26	22	33	22	14	25	24	37	22	39	318	119
“(児)	1	0	0	0	1	1	4	11	1	1	0	1	21	6
重度心身障害者	3	3	1	0	3	2	2	0	0	0	6	4	24	4
“(児)	2	7	3	12	18	1	6	1	1	2	1	1	55	11
知的障害者	21	18	56	36	25	25	33	18	7	23	36	40	338	100
“(児)	27	6	6	7	6	13	5	9	17	9	10	10	125	10
精神障害者	60	92	144	162	136	125	158	174	100	144	131	141	1,567	806
“(児)	0	0	0	1	2	0	0	1	5	0	3	0	12	7
発達障害者	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
“(児)	78	68	87	131	85	73	65	94	85	86	101	68	1,021	534
高次脳機能障害	0	0	0	0	0	0	3	2	2	1	2	0	10	4
“(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
“(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1
“(児)	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	3	1
障害者 計	117	137	229	220	197	174	210	219	133	205	197	224	2,262	1,036
障害児 計	109	81	96	151	113	88	80	116	109	98	116	80	1,237	569
合計	226	218	325	371	310	262	290	335	242	303	313	304	3,499	1,605

※市の委託に基づく一般的な生活相談とサービス等利用計画に係る相談を受けた人数です。(令和3年度分より相談人数のカウント方法を変更)

総合相談の支援方法(件数)

	訪問	来所	同行	メール	個別支援 会議	関係機関	その他	電話	合計
令和3年度	122	680	3	108	10	558	1	1,108	2,590
令和4年度	199	692	5	42	10	4	0	2,550	3,502

総合相談の支援内容(件数)

	福祉サービスの利用 等に関する支援(1)	障害や病状の理解 に関する支援(2)	健康・医療に関する 支援(3)	不安の解消・情緒安 定に関する支援(4)	保育・教育に関する 支援(5)	家族関係・人間関係 に関する支援(6)
件数	2,733	1	44	340	2	12
ピアカウンセリング	0	0	0	0	0	0

	家計・経済に関する 支援(7)	生活技術に関する支 援(8)	就労に関する支援 (9)	社会参加・余暇活動 に関する支援(10)	権利擁護に関する支 援(11)	その他(12)	計
件数	12	7	29	4	4	45	3,233
ピアカウンセリング	0	0	0	0	0	0	0

令和4年度 サービス等利用計画(実人数)

【成人分の利用計画】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和3年
計画相談	2	23	16	2	13	14	12	16	13	10	10	1	132	138
継続相談 (モニタリング)	23	2	9	16	6	6	2	1	3	5	3	12	88	71
合計	25	25	25	18	19	20	14	17	16	15	13	13	220	209

【児童分の利用計画】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和3年
計画相談	9	38	26	15	18	29	24	24	18	22	28	15	266	202
継続相談 (モニタリング)	7	7	9	11	3	7	5	3	6	11	15	9	93	106
合計	16	45	35	26	21	36	29	27	24	33	43	24	359	308

※サービスの利用内容、利用予定施設など、障害福祉サービス受給のための計画を作成した人数です。

令和4年度 障害支援区分認定調査(件数)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和3年
2	2	2	0	1	1	1	2	1	1	1	1	15	23

※障害福祉サービスを利用するに当たり、対象の人の障害支援区分を出すため、本人の生活状況などを調査した件数です。

令和4年度 生活部会 活動報告

(令和4年度活動概要)

令和4年度の生活部会は、地域生活支援拠点等の整備と日中サービス支援型共同生活援助の評価、障害者のための防災・支援マニュアルの作成などの活動を行った。

	日時	場所	参加人数	内容
第1回	令和4年4月14日 (木) 10:00～	福祉センター 3階 会議室1	13名	<ul style="list-style-type: none"> ・出席委員、事務局自己紹介 ・令和3年度活動報告 ・令和4年度活動計画(案) ・地域生活支援拠点等の整備について
第2回	令和4年6月16日 (木) 10:00～	市役所 5階 大会議室	12名	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターへの相談について ・地域生活支援拠点等の整備について
第3回	令和4年8月18日 (木)	書面開催		<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターへの相談について ・地域生活支援拠点等の整備について ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議について ・障害者差別解消法における協議について
第4回	令和4年10月20日 (木) 10:00～	市役所 5階 大会議室	13名	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターへの相談について ・地域生活支援拠点等の整備について ・障害者差別解消法における協議について ・障害のある人の災害支援について ・日中サービス支援型共同生活援助の評価について
第5回	令和4年12月15日 (木) 10:00～	市役所 5階 大会議室	16名	<ul style="list-style-type: none"> ・日中サービス支援型共同生活援助の評価について ・基幹相談支援センターへの相談について
第6回	令和5年1月19日 (木) 10:00～	福祉センター 3階 会議室1	15名	<ul style="list-style-type: none"> ・日中サービス支援型共同生活援助の評価結果について ・障害者のための防災・支援マニュアル(案)について ・医療的ケア児等支援協議会設置要綱の制定について

令和5年度 生活部会 活動計画

1. 活動の目的

地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について取り組む。

2. 5年度の活動内容

- ・定例会の開催(開催時期は原則偶数月の木曜日、開催時間帯は10:00～12:00)
- ・地域生活支援拠点等の整備について
- ・障害者差別解消にかかる協議について
- ・日中サービス支援型グループホームの評価について
- ・その他、地域の生活にかかる課題検討

3. 活動体制

- ・ 部会長
- ・ 副部会長
- ・ 委員(各サービス事業所、各団体からの担当者、行政関係)
- ・ 事務局(基幹相談支援センター(運営担当)、四街道市障害者支援課、相談支援事業所ひだまり、相談支援事業所ほほえみ)

(5年度の活動予定)

開催予定日時	会場	内容
4月13日(木) 10時～12時	福祉センター 3階会議室1	・令和4年度活動報告及び令和5年度活動計画(案) ・地域生活支援拠点等の整備について
6月15日(木) 10時～12時	福祉センター 3階会議室1	・日中サービス支援型共同生活援助の評価について
8月17日(木) 10時～12時	市役所 5階第1会議室	・日中サービス支援型共同生活援助の評価について
10月12日(木) 10時～12時	福祉センター 3階会議室1	・日中サービス支援型共同生活援助の評価について ・地域生活支援拠点等の整備について
12月21日(木) 10時～12時	市役所 5階第1会議室	・地域生活支援拠点等の整備について ・障害者差別解消にかかる協議について
2月16日(金) 10時～12時	福祉センター 3階会議室1	・地域生活支援拠点等の整備について

令和4年度 就労部会 活動報告

(令和4年度活動概要)

令和4年度の就労部会は、障害者雇用について企業へ訪問し、事例を作成したり、就労事業所における課題の検討や、農福連携事例の紹介について検討を行った。

	日時	場所	参加人数	内容
第1回	令和4年4月22日 (金) 15:30～	福祉センター 3階 会議室1	11名	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長・副部会長の選任について ・令和3年度活動報告 ・令和4年度活動計画 (案)
第2回	令和4年5月27日 (金) 15:30～	福祉センター 3階 会議室1	12名	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用事例の作成について ・福祉的事業所と関係機関との連携に係るアンケートについて
第3回	令和4年9月22日 (木) 15:30～	福祉センター 3階 会議室1	14名	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用事例の作成について ・福祉的就労事業所との連携と課題検討
第4回	令和4年11月17日 (木) 15:30～	保健センター 3階 第2会議室	14名	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用事例の作成について ・農福連携事例の紹介
第5回	令和5年1月26日 (木) 15:30～	福祉センター 3階 会議室1	15名	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用事例の作成について ・農福連携について ・令和5年度の活動計画 (案) について

令和5年度 就労部会 活動計画

1. 活動の目的

- ・ 障害者が働ける場を開発し、体験や面接へと繋いでいく。
- ・ 障害者が働きやすい四街道市を目指し、地域への働きかけをおこなう。

2. 5年度の活動内容

- ・ 定例会の開催(開催時期以下表のとおり、開催時間帯は15:30～)
- ・ 障害者雇用事例の周知
- ・ 農福連携について
- ・ 地域における障害者就労に関する課題、困難事例等の検討(随時)

3. 活動体制

- ・ 部会長
- ・ 副部会長
- ・ 委員
(各サービス事業所、各団体からの担当者、行政関係職員)
- ・ 事務局
(相談支援事業所ほほえみ(運営担当)、四街道市障害者支援課、基幹相談支援センター、相談支援事業所ひだまり)

(5年度の活動予定)

開催予定日時	会場	内容
4月25日(火) 15:30～	福祉センター 3階会議室1	・ 部会長・副部会長の選任について ・ 令和4年度活動報告について ・ 令和5年度活動計画(案)について
5月31日(水) 15:30～	福祉センター 3階会議室1	・ 障害者雇用事例の作成について ・ 農福連携について
7月27日(木) 15:30～	福祉センター 3階会議室1	・ 障害者雇用事例の作成について ・ 農福連携について
10月25日(水) 15:30～	福祉センター 3階会議室1	・ 障害者雇用事例の作成について ・ 農福連携について
1月25日(木) 15:30～	福祉センター 3階会議室1	・ 令和6年度の活動について
7月～12月 (予定) 日程調整中	市役所 5階会議室(予定)	・ 農福連携についての勉強会

令和4年度 療育・教育部会 活動報告

(令和4年度活動概要)

令和4年度の療育・教育部会は、主に性行動に関する支援課題について取り上げ、講師を招き、支援者向けと保護者向けの研修会を開催しました。

	日時	場所	参加人数	内容
第1回	令和4年4月11日 (月) 10:30～	福祉センター 3階 会議室1	14名	<ul style="list-style-type: none"> ・出席委員、事務局自己紹介 ・令和3年度活動報告 ・令和4年度活動計画(案)について
第2回	令和4年6月21日 (火) 10:30～	福祉センター 3階 会議室1	14名	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所向け研修会に向けて
第3回	令和4年11月29日 (火) 10:30～	福祉センター 3階 会議室1	16名	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所向け研修会の振り返り(アンケート集計と研究文献) ・保護者向け研修会について
コア会議	令和4年7月12日 (火) 10:00～	福祉センター 1階 付設作業室1	5名	研修会準備 (講師との打ち合わせ)
コア会議	令和5年1月12日 (木) 13:30～	福祉センター 3階 サークル活動室	6名	研修会準備 (講師との打ち合わせ)
研修会	令和4年9月6日 (火) 10:00～	福祉センター 3階 会議室1	27名 (事業所11名・部会員16名)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回(令和3年度より実施)支援者向け研修会 「障害児・者の性と生の支援～豊かな性と生をはぐくむために大切にしたいこと～」
研修会	令和5年1月31日 (火) 10:00～	福祉センター 3階 会議室1	30名 (保護者19名)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 保護者向け研修会 「のびやかな思春期を育むために」
第4回	令和5年3月7日 (火) 10:30～	福祉センター 3階 会議室1	15名	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会・参加者アンケートの報告 ・令和4年度活動報告と令和5年度活動計画(案)について

令和5年度 療育・教育部会 活動計画

1. 活動の目的

障害のある子どもとその家族の生活をサポートするための活動を行う。

2. 令和5年度の活動内容

- ・ 定例会の開催
- ・ 療育にかかる地域課題検討
 - にじいろサポートファイルの活用へ向けた地域連携の工夫
 - 虐待防止等、支援面の困難を抱えた時の連携
 - 性行動に支援を必要とする方への地域連携について（幼児期からの関わり）

3. 活動体制

- ・ 部会長
- ・ 副部会長
- ・ 委員(各サービス事業所、各団体からの担当者、行政関係(健康増進課、子育て支援課、教育委員会職員))
- ・ 事務局(相談支援事業所ひだまり(運営担当)、四街道市障害者支援課、相談支援事業所ほほえみ、基幹相談支援センター)

(5年度の活動予定)

開催予定日時	会場	内容
4月11日(火) 10:30~12:00	福祉センター 3階 会議室1	令和4年度活動報告と令和5年度活動計画(案)について
6月20日(火) 10:30~12:00	福祉センター 3階 会議室1	療育にかかる地域課題の検討 ・ にじいろサポートファイルの活用へ向けた地域連携の工夫 ・ 虐待防止等、支援面の困難を抱えた時の連携 ・ 性行動に支援を必要とする方への地域連携について(幼児期からの関わり)
11月28日(火) 10:30~12:00	福祉センター 3階 視聴覚室	療育にかかる地域課題の検討 ・ にじいろサポートファイルの活用へ向けた地域連携の工夫 ・ 虐待防止等、支援面の困難を抱えた時の連携 ・ 性行動に支援を必要とする方への地域連携について(幼児期からの関わり)
1月30日(火) 10:30~12:00	福祉センター 3階 会議室1	1年間通して振り返りを行い、次年度の方向性を検討

令和4年度 四街道市基幹相談支援センター 相談実績

◎相談対象

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
身体障害者	0	3	2	0	2	0	0	3	0	3	1	1	15
身体障害 (児)	0	1	1	1	1	2	0	0	2	2	0	0	10
重度心身障害者	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
重度心身障害 (児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精神障害者	3	3	4	5	6	9	4	6	4	6	7	7	64
精神障害 (児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高次機能障害	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
高次機能障害 (児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難病	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
難病 (児)	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
知的障害者	3	4	4	1	1	3	1	1	7	3	2	5	35
知的障害 (児)	0	1	0	0	0	0	0	1	2	3	1	1	9
その他	3	10	1	4	4	5	3	6	6	5	5	10	62
その他 (児)	2	0	1	1	1	6	4	3	4	1	1	1	25
合 計	12	23	14	13	15	25	13	20	25	23	17	25	225

◎相談方法

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
訪 問	0	2	2	1	0	2	0	0	0	1	2	2	12
来 庁	1	2	2	0	5	4	5	3	4	0	5	4	35
メール	1	0	0	0	0	1	1	0	3	1	0	0	7
関係機関等	9	14	9	7	7	9	5	12	7	16	7	15	117
電 話	1	1	0	5	3	9	2	4	7	3	2	3	40
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
合 計	12	19	13	13	15	25	13	20	21	21	16	25	213

◎相談内容

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
障害者虐待の相談	1	6	0	2	0	9	3	3	2	3	0	3	32
障害者差別の相談	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
成年後見の相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入院の促し等、保健所との連携	1	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	4
精神科への紹介等、医療機関との連携	0	0	0	3	0	1	0	1	0	1	0	0	6
精神科入院患者の退院後の支援	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	6
相談支援事業所等からの困難事例	6	7	1	1	6	2	2	2	2	1	2	5	37
緊急時の短期入所の相談	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3
共同生活援助体験の機会・場の相談	0	0	1	0	0	0	0	0	6	0	1	0	8
警察からの介入相談	1	2	1	1	0	0	0	0	2	1	0	0	8
その他の相談	2	1	7	6	9	11	8	12	10	14	13	15	108
合 計	12	20	13	13	15	26	13	20	23	21	16	25	217

四街道市地域生活支援拠点等事業実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第87条第1項の規定による障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、四街道市地域生活支援拠点等実施事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体等）

第2条 事業の実施主体は、四街道市（以下「市」とする。）とする。ただし、市は、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等と連携して実施するほか、事業の全部又は一部を委託することができる。

（機能）

第3条 地域生活支援拠点等は、地域の異なる専門性のある事業所等が機能を分担し、障害者等の地域生活の支援を行う体制を整備し、実施する。

2 地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録の上、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に必要な相談等の支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所等を活用した緊急時の受入体制及び医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 専門的な対応の体制確保及び専門的な人材の養成を担う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3 前項各号に掲げる機能を有機的に結び付け、事業を円滑に実施するため、四街道市基幹相談支援センター事業実施要綱（令和3年告示第203号）に規定する基幹相談支援センターは、コーディネートを担うものとする。

（利用対象者）

第4条 本事業の利用対象者は、市内に住所を有する在宅の障害者等又は本市が援護の実施主体となる障害者等とし、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は自立支援医療受給者証（精神通院）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。第5号において「令」という。）第30条の規定する医療受給者証をいう。）の交付を受けた者
- (4) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する者
- (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて、令第1条で定めるものによる障害の程度が継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者
- (6) 前号各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
（機能を担う登録事業所の届出）

第5条 第3条第2項各号に掲げる機能を担う事業所は、運営規程（当該事業所が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定していること。）の写しを添えて、四街道市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、四街道市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

3 第3条第2項各号に掲げる機能を担う登録事業所（以下「登録事業所」という。）は、当該登録にかかる内容に変更が生じたときは、速やかに運営規程の写しを添えて、四街道市地域生活支援拠点等事業変更届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

4 登録事業所は、当該登録を廃止又は休止するときはその1か月前までに、再開したときは再開した日から起算して10日以内に、四街道市地域生活支援拠点等事業所登録廃止・休止・再開届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

5 登録事業所は、実施した内容について記録し、市から当該記録の提出の求めがあった場合は、当該記録を提出するものとする。

6 市長は、第2項の規定により、登録した事業所を四街道市における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所名簿（様式第5号）に記載するものとする。

（機能を担う登録事業所の責務）

第6条 登録事業所は、第3条第2項第1号から第3号までに規定するサービスを提供する等の際に事故が発生した場合においては、直ちに必要な処置を講じ、市及び家族等に速やかに連絡しなければならない。

2 登録事業所は、地域生活支援拠点等に係る障害福祉サービス等報酬の算定をすることができる。この場合において、当該登録事業所は、事業の趣旨及び担う役割を理解し、当該報告の適切な算定をするよう留意するものとする。

3 登録事業所は、事業の記録を整備し、これを5年間保存し、市から求めがあったときは、当該記録を提出するものとする。

(守秘義務)

第7条 登録事業所の従事者又は従事者であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(登録の取消し等)

第8条 市長は、登録事業所が次のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業所が第3条第2項各号に掲げるいずれの機能を有しなくなったとき
- (2) 登録事業所が第5条第5項に規定する記録の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、登録事業所が不正又は著しく不当な行為をしたと市長が認めるとき

(調査等)

第9条 市長は、登録事業所に対して、必要に応じて事業の運営状況に係る調査を実施し、報告を求めることができる

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

四街道市長 様

所在地
申請者 名称
代表者

四街道市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

四街道市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第1項の規定により拠点事業を行う事業者として登録したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

登録を行おうとする事業所	(フリガナ) 名称				
	事業所番号				
	事業所（施設）の 所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		E-MAIL			
	地域生活支援拠点 等として担う機能	<input type="checkbox"/> ①相談 <input type="checkbox"/> ②緊急時の受け入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤地域の体制づくり			
	開始予定年月日	年 月 日			

（備考）関係書類として、「変更後の運営規程」の写しを添付してください。

様式第2号（第5条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

四街道市長 印

四街道市地域生活支援拠点等事業所登録通知書

年 月 日付で申請のあった四街道市地域生活支援拠点等事業所登録について、四街道市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第2項の規定により、拠点事業を行う事業者として登録したので通知します。

事業所の名称	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒 電話番号
事業の種類	
地域生活支援拠点等として担う機能	①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり
開始年月日	年 月 日

様式第3号（第5条第3項関係）

年 月 日

四街道市長 様

所在地
届出者 名称
代表者

四街道市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

四街道市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第3項の規定により、次のとおり登録内容を変更したので届け出ます。

事業所の名称		
事業所の所在地		
変更があった事項	(変更前)	(変更後)
1 事業所の名称		
2 事業所の所在地		
3 事業所番号		
4 地域生活支援拠点等としての担 う機能		
5 その他		
変更年月日	年 月 日	

(備考) 関係書類として、「変更後の運営規程」の写しを添付してください。

様式第4号（第5条第4項関係）

年 月 日

四街道市長 様

所在地
届出者 名称
代表者

四街道市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書

四街道市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第4項の規定により、次のとおり登録事業を廃止・休止・再開しましたので届け出ます。

廃止・休止・再開する事業所	名称	
	所在地	
登録を受けた年月日		
廃止・休止・再開した年月日		
現に地域生活支援拠点等事業にて受け入れている者に対する措置		
休止（予定）期間	年 月 日から 年 月 日まで	

（備考）

四街道市地域生活支援拠点等 運営ガイドライン（案）

四街道市福祉サービス部障害者支援課

令和5年〇月

目次

I. はじめに	
地域生活支援拠点等とは	1
地域生活支援拠点等の5つの機能	1
整備方法について.....	2
II. 拠点等事業の機能について	
「相談」機能の具体的な内容.....	3
「緊急時の受入れ・対応」機能の具体的な内容.....	4
「体験の機会・場」機能の具体的な内容.....	4
「専門的人材の確保・養成」機能の具体的な内容.....	5
「地域の体制づくり」機能の具体的な内容.....	6
四街道市が目指す地域生活支援拠点等システムのイメージ図...	7
III. 緊急時の対応について	
「緊急時」の定義.....	8
事前登録.....	8
登録・利用の流れ.....	9
(参考)	
四街道市地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録申請書	

兼個人情報取扱同意書	10
四街道市地域生活支援拠点等(緊急時の受け入れ)事前登録者 基本情報	12
IV. 地域生活支援拠点等事業所の登録	
地域生活支援拠点等事業所の登録	14
登録手続きの仕方	14
登録内容の変更手続きの方法	14
拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程の記載例	15
V. 地域生活支援拠点等にかかる加算について	
地域生活支援拠点等にかかる加算の種類	16
1.「相談」機能の強化	16
2.「緊急時の受け入れ・対応」機能の強化	16
3.「体験の機会・場」機能の強化	18
4.「専門的人材の確保・養成」機能の強化	19
5.「地域の体制づくり」機能の強化	19
(別添)	
四街道市地域生活支援拠点等事業実施要綱	20

I. はじめに

○地域生活支援拠点等とは

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことです。

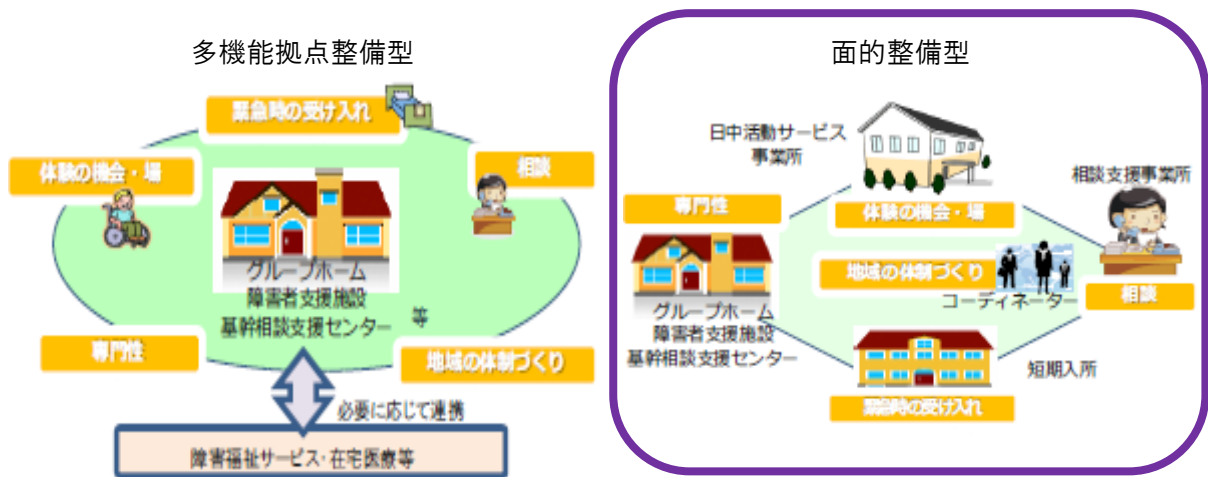
居住支援のための主な機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つが挙げられます。

○地域生活支援拠点等の5つの機能

必要な機能	具体的な内容
① 相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う機能
② 緊急時の受入れ・対応	短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③ 体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④ 専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
⑤ 地域の体制づくり	基幹相談支援センター等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

○整備方法について

国が示す整備手法の 2 類型(多機能拠点整備型と面的整備型)



「必要な機能を特定の施設に集約」

「複数の機関が分担して機能を担う」

四街道市は基幹相談支援センターや相談支援事業所、短期入所事業所やグループホーム、日中活動系の障害福祉サービス事業所などの既存の社会資源があるため、それらを生かしつつ、各機関で役割分担を行いながら、障害児者の生活を地域全体で支えていくサービス提供体制を構築する**面的整備型**を採用しています。

対して多機能拠点整備型とは拠点等の機能強化を図るため、先に説明した 5 つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加したものをいいます。

地域の実情によってはこの 2 類型を折衷させた形での体制整備も可能です。

また、今後は機能の充実を図るため、障害者自立支援協議会の専門部会(生活部会)により、その機能の充実を図るため、年 1 回以上運用状況について検証や検討を行います。



Ⅱ. 拠点等事業の機能について

○「相談」機能の具体的な内容

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時（24時間365日）の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行います。

・「相談」機能を担う主な機関の役割

機関名	役割
委託相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none">・緊急時のサービス利用を調整します。・できる限り緊急事態の発生を予防するための計画作成等調整を行います。（例えば、対象者に緊急時の対応方法について助言を行う、短期入所の体験利用の調整を行う等）・相談支援事業所のみでは支援が困難な場合は、障害者基幹相談支援センターに後方支援を依頼します。・日頃の相談支援を通じて緊急時に支援が見込めない世帯等の把握を行い、相談支援事業所連絡会議にて報告、共有します。
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じ、相談支援事業所等と連携して支援を行います。・相談支援事業所連絡会議を毎月開催し、緊急時に支援が見込めない世帯等に係る状況の共有を図ります。・相談支援事業所の後方支援を行います。・緊急時に支援が見込めない世帯について、支援を行いますが、できる限り、地域の相談支援事業所等へつなぎます。

○「緊急時の受入れ・対応」機能の具体的な内容

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時に、短期入所等の施設受入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

・「緊急時の受入れ・対応」機能を担う主な機関の役割

機関名	役割
委託相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所等のサービスの利用調整を行います。 ・緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障害者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行います。 ・対象者が障害者支援区分の認定を受けていないなど、短期入所の利用が困難な場合は、市障害者支援課に対応について相談します。
短期入所事業所 日中活動系サービス事業所 訪問系サービス事業所 医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業所等から緊急受入・対応の要請があった場合、可能な範囲で対応します。(医療機関の場合は当該医療費の自己負担分及び食費等その他費用の利用者負担があります。)

○「体験の機会・場」機能の具体的な内容

「緊急時の支援が見込めない世帯」として、登録申請を行った世帯については、極力、体験入所の機会を提供します。

また、障害福祉サービスを利用していない世帯については、これを機会

にサービスの利用の是非について検討し、必要に応じて提供を行います。

・「体験の機会・場」機能を担う主な機関の役割

機関名	役割
委託相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	・病院、施設からの地域移行や親元から自立したい等の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行います。
グループホーム 日中活動系サービス事業所	・相談支援事業所等から体験利用の要請があった場合、出来る限り協力します。

○「専門的人材の確保・養成」機能の具体的な内容

研修会や事例検討を通じて医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行います。

・「専門的人材の確保・養成」機能を担う主な機関とその役割

機関名	役割
基幹相談支援センター	・医療的ケアが必要な方や行動障害のある方、高齢化に伴い重度化した障害のある方に対して、専門的な対応ができる人材育成のための研修を実施します。

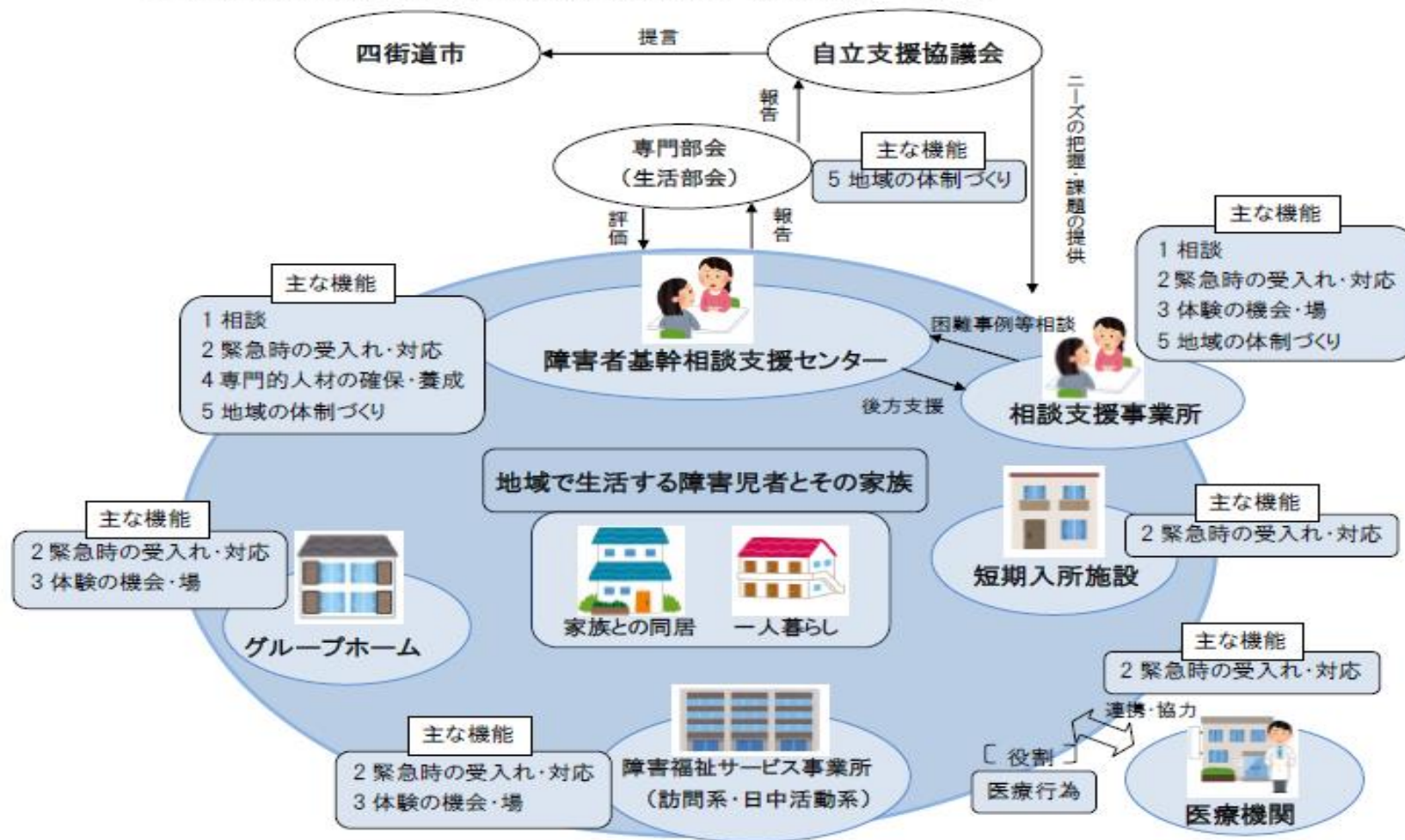
○「地域の体制づくり」機能の具体的な内容

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

・「地域の体制づくり」機能を担う主な機関の役割

機関名	役割
障害者自立支援協議会	・拠点等事業の運用状況について把握し、課題の検討を行います。 ・専門部会(生活部会)において拠点システムの評価を行うほか、医療的ケア児等支援協議会をはじめとした関係機関とのネットワークを強化します。
委託相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 基幹相談支援センター	・相談支援事業所連絡会議の事例検討会にて事例を提供し、課題検討を通じて地域課題の明確化と解決に向けて情報共有を行います。

＜四街道市が目指す地域生活支援拠点等システムのイメージ図＞



Ⅲ.緊急時の対応について

○「緊急時」の定義

地域生活支援拠点等に対応する「緊急時」とは、「**介護者が疾病や入院、葬祭、死亡等で突発的に不在、若しくはそれに近い状態となり、障害者等のケアが出来ない、日常生活が危ぶまれる、在宅での生活が出来なくなる状況又は虐待等により突発的に保護が必要な状況**」(なお、冠婚や旅行等の計画的利用が見込まれるものは除きます。また、大規模災害は想定していません。)と定義します。

○事前登録

介護者の不在や当事者の状態変化等により緊急時の支援が見込めない世帯については、緊急時の支援に必要な情報を収集する必要があります。

事前登録は、基幹相談支援センターの担当職員(以下、「コーディネーター」と)の面談を通じて緊急受入れ時に必要な当事者の情報(生活環境、障害特性、服薬・アレルギー情報等)および親亡きあとを見据えた本人・ご家族等の将来への意向をコーディネーターに提供し、緊急時の支援に役立てます。事前登録で得た個人情報(個人情報保護法に基づき、取り扱うこととなります)は個人情報保護法に基づき、取り扱うこととなります。

事前登録がされていない当事者も緊急受入れの対象となりますが、相談支援事業者や日中通所しているサービス提供事業所等がある場合には、緊急受入れ時に必要な当事者の情報をコーディネーターへ提供をお願いする場合があります。

事前登録の面談は、コーディネーターが行いますが、支援が必要な世帯を広く把握するため、相談支援事業者やサービス提供事業所等から利用者に対して事前登録の啓発をお願いします。

ただし、事前登録は緊急時の受入れを確約するものではなく、あくまで本人への支援時に役立てるための制度ですのでご注意ください。

○登録・利用の流れ

- ① 介護者が高齢、疾患があるなど、緊急時の支援が必要な方は「四街道市地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録書兼個人情報取扱同意書」を記入し、基幹相談支援センターに提出して下さい。（相談支援専門員や市のケースワーカーが拠点等事業についてご案内する場合があります。）
- ② 基幹相談支援センターの担当職員（以下「コーディネーター」）が緊急時に備えて、身体状況や医療、生活面においてまとめたフェイスシートを作成しますので、聞き取りなどのご協力をお願いします。（現在障害福祉サービスを利用されている等、場合によっては事業所からの情報提供を依頼するため、フェイスシートの作成を省略する場合があります）

なお、対象となる個人情報は、住所・氏名等の基本的な情報のほか、サービスの利用状況や医療・生活面での配慮事項など、緊急時の受け入れ、対応に必要な情報となります。個人情報については、市が厳重に管理します。

- ③ 提出していただいた書類やフェイスシートをもとに、対象者の登録を行います。
- ④ 緊急時に備えて、相談支援専門員がサービス等利用計画書を見直し、緊急時のリスクをできるだけ減らせるようなサービス等利用計画を作成します。

(参考)

四街道市地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録申請書

兼個人情報取扱同意書

年 月 日

四街道市地域生活支援拠点等整備事業に伴う事前登録を希望するため申請します。

ふりがな	
本人氏名	
住所	
電話番号	
ふりがな	
家族・後見人等氏名	
住所	
電話番号	
担当の 相談支援専門員	事業所名 担当者
通所されている 施設	事業所名 担当者

裏面あり

また、四街道市地域生活支援拠点等事業において、適切な支援を行うために必要な範囲内で行う個人情報の取扱いに関して、次のとおり同意します。

- 1 四街道市地域生活支援拠点等事業における利用目的
緊急時の支援が必要な障害者（世帯）を事前に把握、登録したうえで、関係機関と共有し、緊急時に備えた各種支援を行うことを目的とする。
- 2 対象となる個人情報
住所氏名等の基礎情報、サービスの利用状況や医療、生活面での配慮事項等など、緊急時の受け入れ・対応に必要な情報。
- 3 個人情報の収集
個人情報は、ご本人からの提供が原則であるが、提供が困難な場合は他の関係機関に依頼し収集する。
- 4 個人情報の提供
個人情報は、緊急時に備えた関係機関との連携及び緊急時に適切な支援を行うために提供する。
- 5 関係機関の範囲
四街道市地域生活支援拠点等事業所登録している相談支援事業所、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、協力医療機関など。

本人氏名 _____

家族・後見人等氏名 _____

(参考)

四街道市地域生活支援拠点等（緊急時の受け入れ）事前登録者基本情報

記入日	年 月 日	事業所名		記入者名	続柄				
ふりがな		生年月日		年 月 日	年齢	歳			
氏名		性別		所属 (職場・学校名等)					
住 所	電話番号								
	FAX番号								
	Eメールアドレス								
家 族 構 成	氏 名	続柄	生年月日	年齢	職業	同居・ 別居	保護者名 主な支援者		続 柄
							住所		
							電話		
							※本人が家族あるいは保護者と別居の場合は連絡先を記入してください。 ※家族のいない人の場合は主な支援者の連絡先を記入してください。		
障 害 の 状 況	障害者 手帳 取得状況	種類	等級	交付年月日と手帳番号		経 済 的 状 況	年 金	<input type="checkbox"/> 障害基礎年金 <input type="checkbox"/> 障害厚生年金 <input type="checkbox"/> 障害共済年金 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> なし 年金額 円/月	
		身体	種 級	交付 番号				手 当	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別障害給付金 <input type="checkbox"/> その他
		記載 内容							市民税課税
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 申請中	知的	<input type="checkbox"/> A 1 <input type="checkbox"/> A 2 <input type="checkbox"/> B 1 <input type="checkbox"/> B 2	交付 番号			特記事項		
		精神	級 番号 ()	交付 番号	有効期限				
	障害支援 区分	認定 期間					権利擁護	成年後見 <input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助 権利擁護 <input type="checkbox"/> 利用中 未成年後見 <input type="checkbox"/> 後見 その他	
	障害名								
サ ー ビ ス	障害福祉サービス 等の利用状況								
保 険 ・ 医 療	<input type="checkbox"/> 介護保険	<input type="checkbox"/> 認定未 <input type="checkbox"/> 非該当 要支援 (<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2) 要介護 (<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5)							
	<input type="checkbox"/> 医療保険	<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 社保 () <input type="checkbox"/> 生活保護		<input type="checkbox"/> 福祉医療証					
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療	<input type="checkbox"/> 更生医療 <input type="checkbox"/> 育成医療 <input type="checkbox"/> 精神通院医療							
	<input type="checkbox"/> 訪問看護	事業所名		<input type="checkbox"/> デイケア		事業所名			
	<input type="checkbox"/> その他								
	薬	連用薬 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 朝 <input type="checkbox"/> 昼 <input type="checkbox"/> 夕 <input type="checkbox"/> 就寝)		与薬の仕方					
		頓服薬 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有							
		服薬内容							
	発作	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 最近の発作 (年 月 日頃) 発作の形態 () 対応 ()							
	利用している医 療機関	医療機関名 所在地 主治医							
診断名									

		事前調査	入所時調査 (or 事前調査状況)		
生活面	食事	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 常食 <input type="checkbox"/> 粥 <input type="checkbox"/> 刻み <input type="checkbox"/> 超刻み <input type="checkbox"/> ミキサー食 食事量 (<input type="checkbox"/> 少 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 多) 介助用食器 (<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要) <input type="checkbox"/> 箸 <input type="checkbox"/> スプーン <input type="checkbox"/> フォーク <input type="checkbox"/> ()		エプロンの使用 (<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要) 形態 (<input type="checkbox"/> 小分け <input type="checkbox"/> 一口大 <input type="checkbox"/> ()) 好き嫌い (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()) 体調不良時に食べられるもの () 水分摂取の仕方 ()	
	排泄	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 おむつの使用 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有) 遺尿の有無 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有) 夜尿の有無 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有) ふき取りの支援 (<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要)		使用便器 (<input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 立式 <input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> ポータブル) 排尿間隔 (時間くらい) 排便回数 (日に 回くらい) 便秘対策 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有)	
	生理	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 生理中の変化 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有)		周期 (日)	
	着脱	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助			
	入浴	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助		体の洗い方 () シャワーの使用 () 洗顔法 ()	
	洗面	洗顔 (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助) 歯磨き (<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助) うがい (<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) <input type="checkbox"/> 顔をすすぐ (<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)		介助法 ()	
	睡眠	寝具 (<input type="checkbox"/> ベッド <input type="checkbox"/> ふとん <input type="checkbox"/> 両方可) 夜間状況 ()		夜間状況への対応	
	歩行	<input type="checkbox"/> 独歩 <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> その他の補助具 階段 (<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) 段差 (<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)		注意点	
コミュニケーション			表現 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有) サイン (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有) 集団参加 (<input type="checkbox"/> 好き <input type="checkbox"/> 嫌い) 簡単な言語理解 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有)		
行動特徴					
利用時の配慮事項					
緊急時受入先	候補① 担当者名： 続柄： 連絡先：	候補② 担当者名： 続柄： 連絡先：	候補③ 担当者名： 続柄： 連絡先：		
備考					

IV. 地域生活支援拠点等事業所の登録

○ 地域生活支援拠点等事業所の登録

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所については、運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定した上で市に申請していただき、市が当該事業所を「拠点等機能事業所」として登録します。

※指定権者が千葉県の事業所は、別途、千葉県への運営規程の変更に係る変更届及び加算に係る届出が必要となります。

○ 登録手続きの方法(別添:四街道市地域生活支援拠点等事業実施要綱(以下、「実施要綱」))

- ① 拠点等の機能を担う事業所は、各種機能のうち、実施する機能に係る内容を運営規程に規定してください。
- ② 下記の書類を市に提出してください。
 - ・四街道市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(「実施要綱」様式第1号)
 - ・変更後の運営規程の写し
- ③ 届出書類を受理後、四街道市地域生活支援拠点等登録事業所名簿(「実施要綱」様式第5号)に登載し、登録完了となります。登録された事業所については、随時ホームページで公開していきます。
- ④ 市から四街道市地域生活支援拠点等事業所登録通知書(「実施要綱」様式第2号)を発出します。

○ 登録内容の変更手続きの方法

登録内容に変更がある場合は、変更後の運営規程の写しとともに、四街道市地域生活支援拠点等事業所変更届出書(「実施要綱」様式第3号)の提出が必要となります。**また、指定権者が千葉県の事業所は、別途、千葉県への運営規程の変更に係る変更届及び加算に係る届出が必要となります。**

○ 拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程の記載例

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請する場合は各事業所の実態に応じて、実際に担う機能を記載して下さい。

以下の内容を参考に運営規程への追加項目を作成して下さい。

【運営規程の記載例】

その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等を担う事業所)

第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1)相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談支援、その他の必要な支援を行う機能。

(2)緊急時の受入れ・対応

居宅において介護者の急病等の理由により、緊急に支援の必要が生じた障害者等に対して、短期入所などへの受入れ等必要な対応を行う機能。

(3)体験の機会・場

病院や施設、親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(4)専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

(5)地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連絡体制の構築等を行う機能。

(注) 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容を理解した上で作成して下さい。

V. 地域生活支援拠点等にかかる加算について

○ 地域生活支援拠点等にかかる加算の種類

1. 「相談」機能の強化

加算の名称	対象事業	加算の内容
地域生活支援拠点等相談強化加算 【700 単位／回】	計画相談支援 障害児相談支援	緊急の事態が生じた利用者等に対し、その要請に基づき速やかに連携する短期入所事業所に対して必要な情報の提供及び利用に関する調整を行った場合、利用者1人につき、月4回を限度に加算する。

2. 「緊急時の受入れ・対応」機能の強化

加算の名称	対象事業	加算の内容
緊急短期入所受入加算 (Ⅰ):福祉型 【180 単位／日】 緊急短期入所受入加算 (Ⅱ):医療型 【270 単位／日】	短期入所	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては14日)を限度とし、当該緊急利用者のみに対して加算する。
定員超過特例加算 【50 単位／日】	短期入所	緊急利用者を受入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用の日から10日を限度に利用者全員につき加算する。

加算の名称	対象事業	加算の内容
地域生活支援拠点等に 係る加算 【100 単位／日】	短期入所 重度障害者等 包括支援(短期 入所)	地域生活支援拠点等として位置 付けられた短期入所事業所につ いて、緊急時に限らず短期入所 を行った場合に利用を開始した 日に加算する。
緊急時対応加算 【100 単位／回】 ※(拠点の場合) 【+50 単位／回】	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	居宅介護事業所等について、利 用者又はその家族等からの要請 を受けてから 24 時間以内に居宅 介護計画等に位置付けられてい ない居宅介護等を行った場合に 月 2 回を限度として加算する。
緊急時支援加算(Ⅰ) 【711 単位／日】 ※(拠点の場合) 【+50 単位／日】	自立生活援助	利用者の障害の特性に起因して 生じた緊急の事態において、利用 者又はその家族等からの要請に 基づき、深夜(午後 10 時から午 前 6 時)に速やかに利用者の居 宅等への訪問又は一時的な滞 在による支援を行った場合に加 算する。
緊急時支援費(Ⅰ) 【712 単位／日】 ※(拠点の場合) 【+50 単位／日】	地域定着支援	利用者の障害の特性に起因して 生じた緊急の事態において、利用 者又はその家族等からの要請に 基づき、速やかに利用者の居宅 等への訪問又は一時的な滞在に よる支援を行った場合に加算す る。

※緊急短期入所受入加算及び定員超過特例加算については、拠点等を担わな
くとも加算対象となる。

3. 「体験の機会・場」機能の強化

加算の名称	対象事業	加算の内容
体験利用支援加算 【500 単位／日】 (初日～5 日目まで) 【250 単位／日】 (6 日目～15 日目まで) ※(拠点等の場合) 【+50 単位／日】	生活介護 自立訓練(機能・生活) 就労移行支援 就労継続支援 (A型・B型)	日中活動系サービス事業所において、利用者に対して、地域移行支援日中活動系サービスの体験利用を行った場合、15 日以内に限り加算する。
体験利用加算(地域移行支援) 【500 単位／日】 (初日～5 日目まで) 【250 単位／日】 (6 日目～15 日目まで) ※(拠点等の場合) 【+50 単位／日】	地域移行支援	地域移行支援事業者が、利用者に対して、障害福祉サービスの体験利用支援を行った場合、15 日以内に限り加算する。
体験宿泊加算 【(Ⅰ)300 単位／日】 ※(拠点等の場合) 【+50 単位／日】 【(Ⅱ)700 単位／日】 ※(拠点等の場合) 【+50 単位／日】	地域移行支援	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合、(Ⅰ)を加算する。夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合(Ⅱ)を加算する。一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合、(Ⅰ)及び(Ⅱ)を合計して 15 日以内に限り加算する。
体験宿泊支援加算 【120 単位／日】	施設入所支援	施設利用者が宿泊体験を利用する場合に連絡調整等の相談支援を行った場合に加算する。

4. 「専門的人材の確保・養成」機能の強化

加算の名称	対象事業	加算の内容
重度障害者支援加算 (体制加算) 【7 単位／日】 (個人加算) 【180 単位／日】	生活介護(障害者支援施設が行う生活介護を除く)	○体制加算 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成し、強度行動障害のある者にサービスの提供を行った場合に加算する。 ○個人加算 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シートに基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。 なお、当該基礎研修修了者 1 人の配置につき利用者 5 人まで加算できる。

※重度障害者支援加算については、拠点等を担わなくとも加算対象となる。

5. 「地域の体制づくり」機能の強化

加算の名称	対象事業	加算の内容
地域体制強化共同支援加算 【2,000 単位／日(月 1 回を限度)】	計画相談支援 障害児相談支援	特定相談支援事業所等を中心に、月1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、状況共有等を行い、3 者以上の福祉サービス事業者と共同で対応し、協議会に書面で報告した場合に加算する。

四街道市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第87条第1項の規定による障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、四街道市地域生活支援拠点等実施事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、四街道市（以下「市」とする。）とする。ただし、市は、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等と連携して実施するほか、事業の全部又は一部を委託することができる。

(機能)

第3条 地域生活支援拠点等は、地域の異なる専門性のある事業所等が機能を分担し、障害者等の地域生活の支援を行う体制を整備し、実施する。

2 地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録の上、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に必要相談等の支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所等を活用した緊急時の受入体制及び医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 専門的な対応の体制確保及び専門的人材の養成を担う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3 前項各号に掲げる機能を有機的に結び付け、事業を円滑に実施するため、四街道市基幹相談支援センター事業実施要綱（令和3年告示第203号）に規定する基幹相談支援センターは、コーディネートを担うものとする。

(利用対象者)

第4条 本事業の利用対象者は、市内に住所を有する在宅の障害者等又は本市が援護の実施主体となる障害者等とし、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は自立支援医療受給者証（精神通院）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。第5号において「令」という。）第30条の規定する医療受給者証をいう。）の交付を受けた者
- (4) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する者
- (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて、令第1条で定めるものによる障害の程度が継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者
- (6) 前号各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
（機能を担う登録事業所の届出）

第5条 第3条第2項各号に掲げる機能を担う事業所は、運営規程（当該事業所が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定していること。）の写しを添えて、四街道市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、四街道市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。
- 3 第3条第2項各号に掲げる機能を担う登録事業所（以下「登録事業所」という。）は、当該登録にかかる内容に変更が生じたときは、速やかに運営規程の写しを添えて、四街道市地域生活支援拠点等事業変更届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。
- 4 登録事業所は、当該登録を廃止又は休止するときはその1か月前までに、再開したときは再開した日から起算して10日以内に、四街道市地域生活支援拠点等事業所登録廃止・休止・再開届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。
- 5 登録事業所は、実施した内容について記録し、市から当該記録の提出の求めがあった場合は、当該記録を提出するものとする。
- 6 市長は、第2項の規定により、登録した事業所を四街道市における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所名簿（様式第5号）に記載するものとする。

（機能を担う登録事業所の責務）

第6条 登録事業所は、第3条第2項第1号から第3号までに規定するサービスを提供する等に事故が発生した場合には、直ちに必要な処置を講じ、市及び家族等に速やかに連絡しなければならない。

- 2 登録事業所は、地域生活支援拠点等に係る障害福祉サービス等報酬の算定をすることができる。この場合において、当該登録事業所は、事業の趣旨及び担う役割を理解し、当該報告の適切な算定をするよう留意するものとする。

3 登録事業所は、事業の記録を整備し、これを5年間保存し、市から求めがあったときは、当該記録を提出するものとする。

(守秘義務)

第7条 登録事業所の従事者又は従事者であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(登録の取消し等)

第8条 市長は、登録事業所が次のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業所が第3条第2項各号に掲げるいずれの機能を有しなくなったとき
- (2) 登録事業所が第5条第5項に規定する記録の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、登録事業所が不正又は著しく不当な行為をしたと市長が認めるとき

(調査等)

第9条 市長は、登録事業所に対して、必要に応じて事業の運営状況に係る調査を実施し、報告を求めることができる

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

様式第1号（第5条第1項関係）

年 月 日

四街道市長 様

所在地
申請者 名称
代表者

四街道市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

四街道市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第1項の規定により拠点事業を行う事業者として登録したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

登録を行おうとする事業所	(フリガナ) 名称				
	事業所番号				
	事業所（施設）の 所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		E-MAIL			
	地域生活支援拠点 等として担う機能	<input type="checkbox"/> ①相談 <input type="checkbox"/> ②緊急時の受け入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤地域の体制づくり			
開始予定年月日	年 月 日				

(備考) 関係書類として、「変更後の運営規程」の写しを添付してください。

様式第2号（第5条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

四街道市長 印

四街道市地域生活支援拠点等事業所登録通知書

年 月 日付で申請のあった四街道市地域生活支援拠点等事業所登録について、四街道市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第2項の規定により、拠点事業を行う事業者として登録したので通知します。

事業所の名称	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒 電話番号
事業の種類	
地域生活支援拠点等として担う機能	①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり
開始年月日	年 月 日

様式第3号（第5条第3項関係）

年 月 日

四街道市長 様

所在地
届出者 名称
代表者

四街道市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

四街道市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第3項の規定により、次のとおり登録内容を変更したので届け出ます。

事業所の名称		
事業所の所在地		
変更があった事項	(変更前)	(変更後)
1 事業所の名称		
2 事業所の所在地		
3 事業所番号		
4 地域生活支援拠点等としての担う機能		
5 その他		
変更年月日	年 月 日	

（備考）関係書類として、「変更後の運営規程」の写しを添付してください。

様式第4号（第5条第4項関係）

年 月 日

四街道市長 様

所在地
届出者 名称
代表者

四街道市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書

四街道市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第4項の規定により、次のとおり登録事業を廃止・休止・再開しましたので届け出ます。

廃止・休止・再開する事業所	名称	
	所在地	
登録を受けた年月日		
廃止・休止・再開した年月日		
現に地域生活支援拠点等事業にて受け入れている者に対する措置		
休止（予定）期間	年 月 日から 年 月 日まで	

（備考）

様式第5号（第5条第6項関係）

四街道市地域生活支援拠点等登録事業所名簿

年 月 日現在

No	名称	事業種別	事業所番号	所在地	電話番号	地域生活支援拠点等として担う機能					開始日
						相談	緊急時の受入れ・対応	体験の機会・場	専門的人材の確保・養成	地域の体制づくり	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

第7期四街道市障害福祉計画・第3期四街道市障害児福祉計画 の策定について

1. 計画の概要

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、主に障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標及び各サービス量の見込みについて、各年度の計画を策定するものです。

障害児福祉計画は、児童福祉法の改正により平成30年4月から追加された同法第33条の20に基づき策定する計画で、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保などに係る目標に関する事項と各サービス量の見込みについて、各年度の計画を策定するものです。

なお、両計画とも令和6年度から令和8年度までの3か年計画となります。

2. 策定方針

・両計画とも、目標とする数値及びサービスの必要見込量を定める計画となります。必要見込量の推計に必要とするサービス量のデータは、障害者支援課で保有していることから、このデータを活用し複数年度の推移を基に推計します。

・両計画とも障害者基本計画に付随して策定する実施計画であり、施策の策定ではなく、目標やサービス量の数値を示す計画であることから、保有しているサービス量のデータを基に数値を推計し策定するため、市民参加手続は対象外となり実施しません。

・両計画とも、今後国が示すそれぞれの基本指針に即して策定します。基本指針には、目標の考え方、数値の設定の仕方などが示されますので、コンサルタント委託はせずに、職員により作成します。

3. 意見聴取

①関係団体から意見聴取

市内の障害福祉団体10団体から調査票により意見聴取予定

②四街道市障害者自立支援協議会

3回開催予定

4. 策定スケジュール（次頁参照）

